

外国人の「在留資格」と「就労範囲」

就労が認められている「在留資格」

入国・在留等の問い合わせ先：名古屋入国管理局 外国人在留総合インフォメーションセンター
TEL0570-013904 (PHS・i p・海外からは、03-5796-7112)

就労活動が具体的に特定されるもの

※ 在留期間：5年、3年、1年又は3月。
ただし、「興行」は3年、1年、6月、3月又は15日

教授

本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動・・・大学教授、講師等

芸術

収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動・・・作曲家、作家、画家、彫刻家、工芸家、著述家、写真家等

宗教

外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他宗教上の活動・・・外国の宗教団体から派遣される宣教師等

報道

外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動・・・外国の報道機関の記者、カメラマン

投資・経営

企業の経営者または外資系企業の管理者としての活動

法律・会計業務

資格を有する者が法律又は会計に係る業務に従事する活動・・・弁護士、公認会計士等

医療

医師、歯科医師、その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動・・・医師、歯科医師、看護師等

研究

日本にある公共、民間の機関において契約に基づく研究を行う業務に従事する活動・・・政府関係機関や企業等の研究者

教育

本邦の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校等の教育機関において語学教育、その他の教育をする活動・・・語学教師等

技術

自然科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事する活動（大学卒または原則10年以上の実務経験必要）・・・システムエンジニア、自動車設計技師等

興行

演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動・・・俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等

企業内転勤

外国の事業所から日本の事業所に一定期間転勤（関連会社への出向を含む）して行う「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動

技能

産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動（一定期間の実務経験必要）・・・外国料理の調理師、スポーツ指導者、貴金属等の加工職人等

人文知識・国際業務

《人文知識》
人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する活動（大学卒または原則10年以上の実務経験必要）
《国際業務》
翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾又は室内装飾に係るデザイン、商品開発といった外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事する活動（大卒者が翻訳、通訳、語学指導に係る業務に従事する場合を除き、3年以上の実務経験が必要）

※ 上記以外に「外交」・「公用」の在留資格があります。

活動に制約がなく就労活動について特定されないもの

日本人の配偶者等

日本人の配偶者、日本人の特別養子、日本人の子として出生した者
《期間：5年、3年、1年又は6月》

永住者の配偶者等

「永住者」の在留資格をもって在留する者の配偶者、特別永住者の配偶者、「永住者」の在留資格をもって在留する者又は特別永住者の子として日本で出生し、出生後引き続き日本に在留する者
《期間：5年、3年、1年又は6月》

定住者

日本人の子として出生した者の実子（日系三世）、「日本人の配偶者等」の在留資格をもって在留する者で日本人の子として出生したものの配偶者（日系二世の配偶者）、日系二世である「日本人の配偶者等」の在留資格をもって在留する日本人の子として出生した者の配偶者等（日系三世の配偶者） ■インドシナ難民

永住者

《期間：なし》
法務大臣が永住を認める者
「永住許可に関するガイドライン」あり

特別永住者

《期間：なし》
入管特例法第2条に基づく法的地位

※ 「定住者」の在留期間は5年、3年、1年又は法務大臣が個々に指定する期間

就労の可否は個別に指定される活動によるもの

特定活動

法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動・・・【指定書】で確認
《期間：5、4、3、2、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）》

ワーキング・ホリデー、EPA、高度人材、外交官等の家事使用人

「ワーキング・ホリデー」

実施国双方の青少年（原則18～25歳又は30才）に相手国（現在は11カ国）の文化を学び、一般的な生活様式を経験する機会を提供。休暇を主目的とするため、その間の旅行資金を補うため付随的に働くことを含め許可。ただし、風俗営業等に従事することはできません。在留期間は、提携国により異なります。

技能実習

技能習得に限定した就労活動によるもの

技能実習生の安定的な法的地位の確立から「外国人研修・技能実習制度」を見直し、平成22年7月の法改正により、これまでの「特定活動」から新設された在留資格（期間：1年以下の月単位）

就労活動が認められていない「在留資格」

研修

《期間：1年、6月又は3月》
公共、民間の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（「技能実習」、「留学」を除く）

留学

《期間：4年3月、4年3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月》
日本の大学、高等専門学校、高等学校、特別支援学校高等部、専修学校、各種学校又は設備及び編制に關しての準ずる機関で教育を受ける活動

卒業後、日本国内で就職し就労する場合、在留資格の変更申請と許可が必要。「技術」「人文知識・国際業務」等の活動業務に該当すること、その在留資格に応じて定められた学歴、実務経験年数の基準に適合することが必要。在留資格「留学」で在留していた大学を卒業し、又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して卒業した留学生在が、卒業前から引き続き行っている就職活動を行うために在留を希望する場合、一定の要件のもと在留資格「特定活動」、在留期間「6月」に変更。
なお、審査により更に1回の期間更新もあり得ます。

短期滞在

《期間：90日、30日又は15日》
短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動

文化活動

《期間：3年、1年、6月又は3年》
収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動

「資格外活動許可」・・・「シール式証印」又は「許可書」で確認
アルバイト可能時間：1週28時間以内。学校の夏休み等の長期休業期間中は、1日8時間以内。※風俗営業等に従事することはできません。

就労には「資格外活動許可」が必要となります。

家族滞在

《期間：配偶者等の在留資格に同じ》
専門的、技術的分野に係る在留資格、「文化活動」「留学」（技能実習、短期滞在、研修を除く）の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

「資格外活動許可」
就労する場合は、入国管理局へ申請
就労可能時間：1週28時間以内

本制度は、一定期間の技能実習を経た上で一定水準の技術等を修得したと認められる者が、一定要件をクリアした場合、「技能実習1号」の在留資格から「技能実習2号」に変更し、研修実習先と同一の企業と雇用契約を結び、生産現場での労働を通じてより実践的な技術等を修得するものですが、原則として、1年目の2ヶ月講習終了後、企業と雇用契約に基づく技能実習生となります。

《支援・援助機関》財団法人国際研修協力機構(JITCO)名古屋駐在事務所
TEL052)934-3932 (技能実習担当)